

奈良県警察職員の補職名等に関する訓令（昭和 47 年 3 月 7 日本部訓令第 3 号）

[沿革] 昭和 50 年 6 月本部訓令第 10 号、平成 18 年 3 月第 8 号、19 年 3 月第 11 号改正

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、法令に特別の定めのあるものを除くほか、奈良県警察職員のうち一般職員をもって充てる係員の補職名等について必要な事項を定めるものとする。

（係員の補職名等）

第 2 条 係員の補職名は、次のとおりとする。

(1) 主事及び技師

(2) 主任主事及び主任技師

2 主事及び技師は、命を受け、係の事務又は技術をつかさどる。

3 主任主事及び主任技師は、命を受け、高度な係の事務又は技術をつかさどる。

（主任主事等への任用）

第 3 条 主任主事及び主任技師への、選考による。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に係員の職にある事務吏員または技術吏員である者は、別に辞令を用いず主事または技師の職に補されたものとみなす。

3 この訓令施行の際、現に警察書記で一般職の職員の給与等に関する条例（昭和 32 年 9 月奈良県条例第 33 号）別表第 1 に定める行政職給料表の適用を受けている者は、別に辞令を用いず事務吏員に任命のうえ、主事補の職に、技能労務職員の給与等に関する規則（昭和 32 年 10 月奈良県規則第 62 号）の適用を受けている者は、別に辞令を用いず、技術吏員に任命のうえ、技師補の職に補されたものとみなす。

附 則（昭和 50 年 6 月 12 日本部訓令第 10 号）

（施行期日）

1 この訓令は、昭和 50 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に主事補又は技師補の職に補されている者で一般職の職員の給与等に関する条例（昭和 32 年 9 月奈良県条例第 33 号）第 4 条第 1 項に定める行政職給料表及び研究職給料表の適用を受けている者は、辞令を用いることなく、それぞれ主事又は技師の職に補されたものとする。

- 3 この訓令施行の際、現に技師補の職に補されている者で、技能労務職員の給与等に関する規則（昭和32年10月奈良県規則第62号）第4条に定める技能労務職給料表の適用を受けている者は、第2条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月31日本部訓令第8号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日本部訓令第11号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。